

【期日前投票制度】

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが（これを投票日当日投票所投票主義といいます。）、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことができる（つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組みです。

◇投票対象者

選挙期日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方です。

◇投票期間

選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。

ただし、各総合支所で行われる期日前投票については、いずれの選挙においても、選挙の期日前6日間（選挙期日の直前の月曜日から）としています。

◇投票手続

期日前投票は、選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続は、選挙期日の投票所における投票と同じです。

ただし、当日投票と異なる点として、期日前投票では、上記の投票対象者に該当することを誓う旨の宣誓書を記入していただく必要があります、その際に、宣誓書に列挙されている一定の事由の中から、自分が該当するものを選択していただくこととなります。

◇選挙権認定の時期

選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定され、これにより選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れることが可能となるものです。したがって、期日前投票を行った後に、他市町村への移転、死亡等の事由が発生して選挙権を失ったとしても、有効な投票として取り扱われることとなります。

【不在者投票制度】

仕事や旅行などで、選挙期間中、美作市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべての不在者投票ができます。また、都道府県の選挙管理委員会が指定する病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

選挙期日には選挙権を有することとなるが、選挙期日前において投票を行うおとす日には未だ選挙権を有しない方（たとえば、選挙期日には18歳であるが、選挙期日前においては未だ17歳であり選挙権を有しない方など）については、期日前投票をすることができないので、例外的に美作市の選挙管理委員会において不在者投票をすることができます。

不在者投票の手続

1 美作市以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

- (1) 美作市の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。請求を受けた美作市の選挙管理委員会は、投票用紙などを滞在先の住所あてに郵送で交付します。
- (2) 交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向き、投票を行います。

2 指定病院等における不在者投票

手続は1とほぼ同じです。投票用紙などは、病院長等を通じて請求することができます。投票は病院長等の管理する場所で行います。

※「指定病院等」とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホーム等です。

3 郵便等による不在者投票

美作市の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求し、交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって美作市の委員会に送付します。

郵便等による不在者投票（またはその代理記載による投票）を行うことができるのは、次のページ以降にあるような一定の要件を満たす方に限られます。

◇郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で、次のような障がいのある者（○印の該当者）または、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の者に認められています。

	障 害 名	障害の程度		
		1 級	2 級	3 級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	○		○
	免疫機能、肝臓機能の障害	○	○	○

	障 害 名	障害の程度			
		特別項症	第 1 項症	第 2 項症	第 3 項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護 5

◇郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障がいのある者（○印の該当者）は、あらかじめ美作市選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害手帳	障 害 名	障害の程度
		1 級
	上肢、視覚の障害	○

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		特別項症	第 1 項症	第 2 項症
	上肢、視覚の障害	○	○	○

※上肢、視覚の障がいが1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（上記参照）でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。